



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

緊急事態宣言が9月末日に解除されました。感染拡大防止の取組を徹底しつつ、対面での業務に当たっています。

例えば、10月に水産物卸売業者を組合員とする団体に対し、12月には食料品製造業者に対し、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っていたとして「注意」を行いました。また、11月には、今年度になって初めての「高校生向け独占禁止法教室」を開催し、その翌月は、高校生の来訪による「庁舎訪問学習」を実施しました。

最低賃金改定や原材料費上昇のもとで下請事業者へのしわ寄せが懸念されるなか、オンラインによる取組も進んでいます。

例えば、「下請法基礎講習会」の参加者数（今年度これまで3回で約840人）は、対面方式（令和元年度の7回分）と比べ約3倍となりました。毎年11月の「下請取引適正化推進月間」には、学習ツールである「下請法道場」からクイズを出題するなど「下請取引適正化推進講習会」を開催しました。また、管内の弁護士会との連携強化の一環として、「下請法説明会・事例勉強会」（2回）に加えて、中部事務所として初めて「独占禁止法事例説明会」（3回）を実施しました。さらに、事務所のトップページには、下請法相談「フリーダイヤル」（0120-060-110）や「下請法 知っておきたい豆情報」を掲載しています。

広聴活動にも様々な形で取り組みました。12月には、「名古屋地区の有識者と公正取引委員会委員との懇談会」をオンライン方式により開催しました。また、「経済団体と中部事務所との懇談会」を4回、「消費者団体との懇談会（消費者セミナー）」を2回実施しました。今後、このような場でいただいた御意見等を業務に反映して参ります。